

審査会回答第14号
平成21年6月17日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）
平成20年5月14日付け保指第319号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第16号

平成20年4月14日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月10日付け保指第129号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「別添H20、2、21付安房郡鋸南町職員措置請求書の請求の要旨に記載されている事実が記載されている行政文書」というものであり、本件請求における行政文書開示請求書と別に添付された安房郡鋸南町職員措置請求書（平成20年2月21日付け）の請求の要旨は、次のとおりである。

「A、勝山小学校建設工事の550万円の追加支出分の補てんについて

1、建設中の勝山小学校の校舎の地下の岩盤の起伏について

- (1) 当初のボーリング調査の6ヶ所だけでは、校舎の東側では南から北へ深くなっており、校舎の西側では逆に北から南へ深くなっているのがわかり、その他の所では、どのようになっているか不明であった。支持抗が岩盤に食い込まないのは、耐震偽装であるから、同校舎の設計後に岩盤に達しない支持抗があったことは、同校舎の設計に欠陥があったのが明らかである。

- (2) 同校舎の設計発注先が損害賠償すべきなのに、請求をしない

で、損害（追加支出分が相当する。）を発生させた。

(3) 同校舎の設計発注先へ町長が損害賠償請求するよう勧告することを求める。町長が同請求をしないのなら、町長個人が損害を補てんするよう勧告することを求める。

2、担当の町職員に重過失があれば、その職員に町長が損害賠償請求させる勧告をすることも求める。

B、平成11年度から平成17年度の鋸南町国民健康保険の保険料の賦課限度超過額と、平成12年度から平成17年度の鋸南町国民健康保険の退職被保険者の「介護納付金賦課額の軽減額と賦課限度超過額を補てんしないことによる国保会計の損害について

1、平成20年2月13日付鋸保第53号公文書不存在決定通知書により、初めて、鋸南町では国保料賦課において所得割・資産割の各料率算出のために補正（現在の国保法施行規則32条の9、32条の10）がされておらず、そのため賦課限度超過額が発生し、この賦課限度超過額の補てんがされず、国保会計にその分の損害が発生していたことがわかった。

2、平成20年2月8日付鋸保第47号公文書不存在決定通知書により、初めて、鋸南町では退職被保険者の介護納付金賦課額の軽減額が補てんされておらず、国保会計にその分の損害が発生していたことがわかった。

3、上記1、と2、の事実は、国保関係の法令（国保法に関する政令と町条例も含む。）が複雑で簡単に住民が理解できるものではなく、長年に及ぶ隠されていた事実である。

4、国保基盤安定負担金の申請の関係書類には、賦課限度超過額や退職被保険者の介護納付金賦課額の軽減額が記載されていることも隠されていた事実である。

5、町長に上記1、と2、の補てんがされず国保会計の被った損害を町長個人に賠償させる勧告を求める。」

イ 実施機関は、本件請求における行政文書開示請求書の内容からは本件請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月17日付け保指第6252号で異議申立人に対し補正を求めたところ、同月26日付けで回答書が送付された。

ウ 当該回答書に記載された内容は「[補正要求の回答。以下の補足説明を追加する。]平成20年3月14日付市6111号補正要求書の回答と同じ。H20、3、21付監査215号とH20、3、7付教財5577号の各行政文書不開示決定通知書の担当課と調整し、却下通知をしないこと。日付と文書番号の不一致（H20、3、17時点で保指6252号となる理由も含める。）に関する書類も含む。H20、3、21付保指

3000号で特定した行政文書で該当するものがあればそれも対象の行政文書とする。H20、2、25付鋸監4号も対象文書とする。同じ請求で、先に、請求却下（H20、3、25付市6392号）をした千葉県知事堂本暁子様と調整のこと。」というものであり、行政文書開示請求書に関する補正について（同月14日付け市第6111号）による補正の求めに対する回答書に記載された内容は「別紙「粉飾決算して勝山小学校を建て替え」（A4×1枚）を補足説明として追加する。」というものであった。

実施機関は、当該回答書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

エ 千葉県情報公開審査会で、異議申立人から提出された当該請求書及び当該回答書を確認したところ、本件請求は、当該請求書の記載内容から、異議申立人の主観に基づく評価である次に掲げる事実が記載されている行政文書を開示請求するものと認められる。

(ア) 勝山小学校の建設工事について

- a 当該学校の校舎を支持する杭が岩盤に食い込まないことは耐震偽装であり、当該校舎の設計を行った後に岩盤に達しない当該杭があったことは、当該校舎の設計に欠陥があったことが明らかであるという事実
- b aを前提に、当該校舎の設計を受注した者が損害を賠償すべきなのに、賠償の請求をしないで、追加の支出分に相当する損害を発生させたという事実
- c aを前提に、当該者に町長が当該請求をするよう勧告することを求める、町長が当該請求をしないのであれば、町長個人が損害を補てんするよう勧告することを求める、及び町の担当職員に重過失があれば、当該職員に町長が損害の賠償を請求させる勧告をすることも求めるという事実

(イ) 平成11年度から平成17年度までにおける鋸南町の国民健康保険の会計の損害について

- a 公文書不存在決定通知書（平成20年2月13日付け鋸保第53号）で、初めて、保険料の賦課額のうち基礎賦課額については、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第4号ただし書、第6号ただし書及び第7号ただし書に規定する補正並びに介護納付金賦課額については、同条第4項第4号ただし書、第5号ただし書及び第6号ただし書に規定する補正がされておらず、同条第2項第4号ただし書に規定する基礎賦課限度額又は同条第4項第4号ただし書に規定する介護納付金賦課限度額を上回

り、上回った額に補てんがされておらず、国民健康保険の会計に当該上回った額の損害が発生していたことがわかったという事実

b 公文書不存決定通知書（平成20年2月8日付け鋸保第47号）で、初めて、退職被保険者の介護納付金賦課額の減額分が補てんされておらず、当該会計に損害が発生していたことがわかったという事実

c 上記 a 及び b の事実は、国民健康保険の関係の法令が複雑で簡単に住民が理解できるものではなく、長年、隠されていた事実であるという事実

d 保険基盤安定負担金の交付申請に係る書類には、賦課限度超過額、退職被保険者の介護納付金賦課額の軽減基準額等が記載されていることも隠されていた事実であるという事実

e 上記 a 及び b の補てんがされず、当該会計の被った損害を町長個人に賠償させる勧告を町長に求めるという事実

また、当該回答書には、上記ウのとおり記載されているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

オ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。